

令和 8 年度第 4 回那珂川市農業委員会会議録

令和 8 年 7 月 10 日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和 8 年度第 4 回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和 8 年 7 月 10 日（金） 午前 9 時 33 分～午前 10 時 06 分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

6 番 白水 照美委員

1 番 藤野由紀雄委員

2. 議 案

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画について（再設定 1 件・新規 1 件）

3. 報 告

報告第 9 号 専決処分について

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書について

報告第 10 号 専決処分について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書（合意解約）について

専決処分について

報告第 11 号 現況証明願について

4. その他

令和 8 年度農地パトロールのスケジュールについて

5. 出席委員

農業委員

会長 結 城 五 子

1 番 藤 野 由紀雄

2 番 内 野 学

3 番 井 上 和 秀

4 番 池 田 政 幸

5 番 飛 永 洋

6 番 白 水 照 美

農地最適化推進委員

1 番 川 口 正 明

3 番 山 崎 美代子

5 番 上 野 善 勝

2 番 三 角 貴 博

4 番 神 代 敏 之

5. 欠席委員

農業委員 1 名

農地最適化推進委員 なし

6. 事 務 局

農業委員会事務局

事務局長 上 溝 朋 之

係 長 手 嶋 雄美子

書 記 小 熊 宏 弥

午前9時33分 開会

○事務局長

それでは、開会となりますので、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードへのお切替えをよろしくお願いいたします。

○議長

皆さんおはようございます。梅雨の間、よく雨が降りましたが、それぞれに被害はなかったでしょうか。今日はまた朝からえらい暑そうな気配であります。35度とか福岡は出ていましたから、急にまたこんな暑くなったら体調崩されないように。

それでは、ただいまから令和8年度第4回那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は、農業委員1名が欠席です。

議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。

6番、白水照美委員と、1番、藤野由紀雄委員を指名します。よろしくお願いします。

それでは、議案に入ります。

議案第10号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、この議案については〇〇委員が当事者となりますので、退出をお願いします。

〔〇〇委員 退室〕

○議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地法第3条の規定による許可申請について説明をします。

議案書の2ページをお願いします。資料編、航空写真のほうも2ページをお願いします。

説明いたします。譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は贈与による所有権の移転です。譲渡人と譲受人は親子で、生前贈与になります。

議案書の3ページを御覧ください。

現在、譲受人が所有している農地は、自作地が1万7,352平米で、貸付地が2,496平米です。

それでは、議案書の7ページを御覧ください。

過去の違反等はありません。

次のページ、議案書8ページ、営農計画書を御覧ください。

申請理由については、譲渡人が高齢となり管理ができなくなったためとのことです。

作付計画は、キャベツ、サツマイモで、自家消費となっています。

農作業に従事する世帯員等は、本人と妻の2人です。

9ページを御覧ください。

使用する農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機です。

通作方法等は、通作距離が0.65キロ、所要時間は約1分、交通手段は車です。

農業経験については、40年間、水稻の栽培を行ってきたとのことです。

10ページから12ページが登記事項証明書、13ページが字図、14ページが位置図、通作図です。

それでは、資料編、航空写真の1ページを御覧ください。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしていると判断します。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、担当の推進委員より意見ををお願いします。

○推進委員

従来より、非常に農地の管理はきちんとされておりまして、今回、理由が高齢のお父さんからの贈与ということで、何ら問題ないと思っております。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第10号、番号1は承認されました。

〇〇委員の入室をお願いします。

〔〇〇委員 入室〕

○議長

それでは次に、議案第11号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

説明いたします。

農地法第5条の許可は、農地の権利移動を伴う転用を許可するものとなっています。

それでは、議案書の16ページをお願いします。資料編、航空写真のほうは3ページをお願いします。

それでは、説明いたします。

許可申請書のほうで、1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書に記載のとおりです。

3、転用計画は、運用の目的が事務所建設、資材置場です。理由の詳細は、事務所と製品置場を建築するため。また、現在の事務所が手狭になったためとのことです。

(3)利用期間は許可後から永年です。

契約の内容は、売買契約による所有権移転です。

18ページから19ページが土地の登記事項証明書、20ページが字図、21ページが位置図です。

次に、22ページが資金計画書、23ページが残高証明書、そして、24ページ、25ページ、こちらが金の残高報告書を添付しています。金価格については、申請時点の価格で計算し、資力の確認をしております。

次に、26ページは事業計画書、27ページから29ページまで、こちらが法人の登記事項証明書です。

それでは、30ページの被害防除計画書を御覧ください。

(1)排水計画の雨水排水は、水路放流。汚水処理・生活雑排水は、公共下水道に接続して排水します。

(2)雑排水処理計画については、事業活動によって生じる雑排水はありません。

(3)産業廃棄物が発生する場合の処理計画については発生しないため、なしです。

(4)用地造成に伴う被害防除措置については、L型擁壁を設置することです。

(5)近傍農地の日照、通風、通作等に支障を与えないための被害防除措置については、隣接する農地がないため、支障はありません。

(6)近傍の人家への騒音、臭気対策については発生しないということです。

(7)被害補償については、被害の訴えがあった場合は誠意をもって話し合い、転用者において解決を図るということです。

続きまして、農地区分について御説明いたします。

資料編、航空写真の3ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり、約3.5ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。第1種、第3種どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。第2種農地ですので、議案書の31ページに代替地検討表を添付しております。代替地については、施設規模が不相当であることを理由に不採用としています。

議案書の33ページが水利関係承諾書、34ページが農地転用事前協議の回答について、35ページが文化財確認願についての回答です。

36ページから40ページまで、こちらが各種図面を添付しております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、担当の農業委員の意見ををお願いします。

○農業委員

行政書士から連絡があり事前に説明を受けました。申請地は、現在は事務所と資材置場が離れていて不便なため、申請地に移転して、事務所と資材置場を一体利用できるようにしたいとのことでした。現地は現在耕作されておらず、前面道路と同程度まで造成したうえで、事務所および資材置場として利用する計画とのことでした。周辺は工場等が立地しており、車両の出入りも問題はないと思います。以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○農業委員

議案書の地名表記について、17ページの字のところ、「杉之本」と下の「杉ノ本」が違
うのですが。

○事務局

これは、「杉ノ本」が正しいので訂正をお願いいたします。

○議長

よろしいですか。

ほかに何か質疑がある方は。はい、どうぞ。

○推進委員

ここの道路は大型車両の出入りが多く、事故等の懸念があると思うのですが、事業所に
対して、安全な車両の出入りや駐車について意見は言えますか。

○事務局

事業者に対し、安全な車両の出入りや駐車について十分配慮するよう指導します。

○推進委員

はい、よろしくをお願いします。

○議長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○農業委員

資材置場になるので、事故や騒音の発生が懸念されます。周辺への影響が生じないよう、
指導をお願いします。

○事務局

資材置場としての利用に伴い、騒音等についても周辺環境に十分配慮して事業を行うよ
うにと事業者へ伝えたいと思います。

○議長

事務局はよろしくをお願いします。

ほかに、何か質疑がある方は。

○農業委員

これは売買ですよ。

○事務局

はい。議案書の契約の種類欄に記載が漏れていましたので追記をお願いします。

○議長

ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第11号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第12号、番号1から番号2、農地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書の41ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは4ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所・氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所・氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

議案書42ページをご覧ください。

42ページに、申出書の写しを添付しています。今回借り受ける農地では、マコモダケを作付け予定です。

次に、議案書の43ページを御覧ください。資料編は5ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所・氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所・氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。今回は耕作者の変更のため、申請を出してもらっています。

議案書の44ページ、次のページに申出書の写しを添付しています。

45ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、サツマイモ、タマネギ、ニンニクを作付け予定です。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、ただいまの説明について質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑はないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第12号、番号1から番号2は承認されました。

次は、報告事項です。

報告について、事務局の専決事項として処理が終わっている内容です。

事務局より報告をお願いします。

○事務局

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告します。

議案書の報告48ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは6ページをお願いします。

ます。

こちら、議案書48ページの届出書記載のとおり、転用目的は社宅建設となっております。
50ページから60ページまでが関係書類となります。

61ページを御覧ください。

申請時点で既に資材置場として使用されていたため、始末書を添付しています。こちら
も、今後同様のケースがないようにと、厳重に事務局のほうから注意をしております。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受
理通知書については発行済みです。

続きまして、報告第10号、番号1、専決処分について説明いたします。

議案書63ページを御覧ください。資料編は7ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

64ページに解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になり
ます。令和8年5月4日に合意解約が成立し、5月18日に引き渡しとなっています。

続きまして、報告第11号、番号1から2、専決処分、現況証明について説明します。

現況証明書は、過去に農地転用許可や届出を下のうちに、転用目的どおり現に利用され
ている場合に証明するものになります。

議案書の報告66ページを御覧ください。資料編は8ページ、9ページを御覧ください。

こちらは平成10年6月5日付と平成11年8月5日付に農地転用の届出書受理済みで、転
用目的は駐車場です。現地を確認し、令和8年5月29日付で現況証明書を発行済みです。

続けて、議案書68ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは10ページをお願い
します。

こちらは、平成19年4月17日付の農地転用で、転用目的は有料駐車場で許可済みです。
現地を確認し、令和8年6月10日付で現況証明書を発行済みです。

報告についての説明は以上でございます。

○議長

それでは、報告について何か質疑のある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○事務局

すみません、今のところの補足をさせていただきます。

報告最初の第9号、48ページ、資料編が6ページ、五郎丸地区の届出に関してなんです
けれども、前年度、農振農用地区域の除外に関して協議をこちらのほうでもさせていただ
いたところなんです。こちらに関しては、4月に県からの同意を得まして、農用地区域からの
除外と、同時に市街化地域の編入が完了しておりますので、補足をさせていただきます。

○議長

ほかに、報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局

それでは、その他で令和8年度農地パトロールのスケジュールについてということで、

説明をさせていただきます。資料は特にございせん。

これまで、農地パトロールにつきましては、毎年8月に実施しておりましたが、このたび、農地パトロール実施要領が改正され、熱中症対策の強化の観点から、8月以外の時期でも実施できることとなりました。

事務局といたしましては、委員の皆様の安全面や、より実施しやすい時期であることを考慮し、今年度は10月以降に実施したいと考えておりますが、収穫の時期等がありますので、その辺の御都合を、意見をお伺いしたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○農業委員

10月は恐らく厳しいと思います。

○事務局

ほかの委員さんは、例えば10月中旬から始めたりしても大丈夫ですか。

○推進委員

中旬はちょっといないですね。

○事務局

早くても下旬以降からがよろしいでしょうか。

○推進委員

はい。

○事務局

分かりました。また具体的なスケジュールはこちらで作成して、皆様にお伺いしてから決定していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、報告については以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

それでは、農地パトロールのことは予定を検討されまして、また御案内があるかと思えますので、8月の暑い時期を避けて10月中旬以降ということで計画されると思えますので、また御協力をよろしくお願いしておきます。

それでは、本日の総会はこれもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午前10時06分 閉会